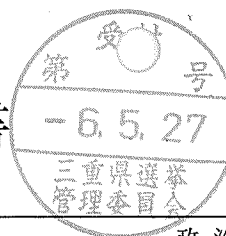


(その1)

収支報告書



会計	繰越	検算	転記		
⑤	⑤	④	②⑦	①	①

令和5年分
開催分)

(ふりがな) れいわせいけいこんわかい

1 政治団体の名称 令和政経懇話会

2 主たる事務所の所在地 三重県津市博多町5-63 田村憲久事務所内

3 代表者の氏名 (姓) (名)
青木 重孝

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
大井 誠人

事務担当者の氏名 (姓) (名)
大井 誠人

(電話) 059-253-2883

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有 ☒ 無
- 公職の種類 (現職・候補者の別)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)
田村 憲久
- 公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
- 公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)
- 公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)
- 公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	84,811,403
(前年からの繰越額)	54,911,403
(本年の収入額)	29,900,000
支 出 総 額	5,009,603
翌年への繰越額	79,801,800

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,000,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ハ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (ロ) + (ハ)	1,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,000,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	田村憲久君を応援する会(開催場所: 津、開催日:令和5年9月18日)	28,900,000	令和5年9月18日 津市大門7-15 津センターパレス
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	28,900,000	
	合計	28,900,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	青木 重孝	1, 000, 000	R5/7/11	三重県桑名市東方徳政町1602-26	病院経営	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1, 000, 000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	1, 000, 000				

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	田村憲久君を応援する会 (開催場所:津、開催日:令和5年9月18日)	28,900,000	683	R5/9/18	津市大門7-15 津センターパレス	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	28,900,000				

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
15						
	この頁の小計	0				
	合計	28,900,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		田村憲久君を応援する会 (開催場所: 津、開催日:令和5年9月18日)	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	㈱栄屋理化	220,000	R5/7/25	津市高茶屋小森上野町2836-1	宮木 康光	
2	松阪乳幼稚園	300,000	R5/9/6	松阪市駅部田町1912	山中 藤枝	
3	㈱池田建設	400,000	R5/9/6	多気郡明和町金剛坂1356	早津 真由子	
4	㈱ミック	400,000	R5/9/11	松阪市上川町3670-15	大西 匡尚	
5	瀬古食品(有)	1,000,000	R5/9/13	松阪市稲木町254-1	西口 武	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	こ の 頁 の 小 計	2,320,000				
	合 計	2,320,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		田村憲久君を応援する会 (開催場所: 津、開催日:令和5年9月18日)	
			対価の支払をした者の区分		3. 政治団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	三重県薬剤師連盟	300,000	R5/7/26	津市島崎町311	西井 政彦	
2	三重県医師連盟	400,000	R5/8/1	津市桜橋2丁目191-4	二井 栄	
3	三重県歯科医師連盟	400,000	R5/8/29	津市桜橋2丁目120-2	武田 良一	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	こ の 頁 の 小 計	1,100,000				
	合 計	1,100,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	5, 009, 603	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	5, 009, 603	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	5, 009, 603	0	
合 計	5, 009, 603		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費 田村憲久君を応援する会(開催場所:津市、開催日:令和5年9月18日)	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	リーフレット他	468,600	R5/7/4	伊藤印刷(株)	津市大門32-13	
2	会場費	73,320	R5/7/18	津市市長	津市西丸之内23-1	
3	振込手数料	19,360	R5/8/10	百五銀行津新町支店	津市新町一丁目11-15	
4	振込手数料	86,680	R5/9/11	百五銀行津新町支店	津市新町一丁目11-15	
5	講師謝礼	18,400	R5/9/12	(有)和田金	松阪市中町1878	
6	名札ケース	38,313	R5/9/14	(株)MonotaR0	茨城県笠間市平町1877-3	
7	振込手数料	27,720	R5/9/20	三十三銀行津新町店	津市新町一丁目11-3	
8	記念品	541,200	R5/9/26	紙小津産業(株)	松阪市大口町北沖410	
9	コンパニオン代	176,000	R5/9/26	エス・ピー企画(有)	津市江戸橋1-108	
10	パーティー会場費、食事代	3,326,430	R5/9/26	(株)リオ・ホテルズ北海道	札幌市中央区大通西19-2-1	
11	司会料	30,000	R5/9/28	北出美幸(伊藤みゆきオフィス)	多気郡明和町南藤原608	
12	講師随行者交通費	29,000	R5/9/28	(株)JTB 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内B4F	
13	看板代	82,500	R5/10/3	(株)西出	津市東丸之内19-28	
14	振込手数料	35,640	R5/10/10	百五銀行津新町支店	津市新町一丁目11-15	
15	振込手数料	18,480	R5/10/20	三十三銀行津新町店	津市新町一丁目11-3	
	こ の 頁 の 小 計	4,971,643				
	そ の 他 の 支 出	37,960				
	合 計	5,009,603				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 22日

政治団体の名称

令和政経懇話会

会計責任者の氏名

大井

誠人



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年5月16日

令和政経懇話会

代表 青木 重孝 殿

登録政治資金監査人

阿 子 貢



登 録 番 号

第1183号

研 修 修 了 年 月 日

平成21年3月25日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、「令和政経懇話会」の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、「令和政経懇話会」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難い支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

「令和政経懇話会」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、「令和政経懇話会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上